

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程第3条第16項に定める
違反等の内容その他必要な事項の公表の取扱いについて
(平成30年3月30日科発0330第1号厚生科学課長決定)

1 趣旨

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「取扱規程」という。)第3条第16項に定める違反等の内容その他必要な事項の公表について、以下のとおり取り扱うこととする。

2 取扱規程第3条第16項に定める違反等の内容その他必要な事項の公表の取扱い

- (1) 厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金(以下「補助金」という。)において、取扱規程第3条第3項から第8項までの規定により、補助金を交付しないこととした場合は、当該違反等の内容その他必要な事項を別紙により厚生労働省ホームページ上で公表する。
- (2) 「厚生労働科学研究費補助金等取扱規程第3条第16項に定める違反等の内容その他必要な事項の公表について(依頼)(平成30年3月30日科発0330第2号)」に基づき、国立保健医療科学院及び国立医薬品食品衛生研究所から違反等の内容その他必要な事項の報告を受けた場合は、別紙により厚生労働省ホームページ上で公表する。
- (3) 当該公表の期間は、原則5年とする。なお、交付制限年数が5年を越える場合は、当該交付制限年数の間、公表する。

(別紙)

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程第3条第16項に定める違反等の内容その他必要な事項の公表について

No.	研究機関名	不正年度	不正使用額(円)	不正使用をした人数	不正の内容	研究機関が行った措置	交付制限
1							
2							
3							
4							
5							